失踪宣告

平成２６年（家）第１１７５号
本籍東京都豊島区上池袋２丁目1010番地、最後の住所埼玉県比企郡嵐山町大字大蔵392番地10
不在者　中村　祐介
明治35年８月23日生
平成27年４月11日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所熊谷支部裁判所書記官

平成２６年（家）第７１７号
本籍千葉市花見川区検見川町５丁目2271番地１、最後の住所本籍に同じ
不在者　木村　健司
昭和42年９月28日生
平成27年４月11日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第１３７７号
本籍神奈川県相模原市南区相模大野３丁目７番、最後の住所東京都稲城市押立952番地１レザンヴイーニュ102
不在者　髙橋　重政
昭和40年４月11日生
平成27年４月11日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

平成２６年（家）第８７４号
本籍岐阜県岐阜市幸ノ町１丁目32番地、最後の住所岐阜県羽島郡笠松町門間357番地の２
不在者　山口多佳子
昭和12年２月10日生
平成27年４月11日失踪宣告審判確定
岐阜家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第１５７４号
本籍岐阜県海津市平田町今尾3071番地、最後の住所大阪府西成郡今宿町元木津896番地
不在者　山中　尉生
大正10年４月１日生
平成27年４月９日失踪宣告審判確定
岐阜家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第６８１２号
本籍東京都大田区羽田６丁目６番地、最後の住所不詳
不在者　北川　貞夫
昭和18年４月１日生
平成27年４月11日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第１９０４号
本籍横浜市金沢区堀口７番、最後の住所横浜市金沢区堀口７番Ａ―704号
不在者　長瀬　未佳
昭和58年９月２日生
平成27年４月９日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第１１５５号
本籍京都府亀岡市篠町篠下西裏７番地、最後の住所京都市右京区梅津フケノ川町20番地の２　サイ美荘２階14号
不在者　山田　耕三
昭和17年６月16日生
平成27年４月９日失踪宣告審判確定
京都家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第１６９０号
本籍和歌山県東牟婁郡串本町和深1936番地３、最後の住所京都府宇治市大久保町久保13番地の１　宇治大久保コープ304号
不在者　中村　　晃
昭和27年11月25日生
平成27年４月８日失踪宣告審判確定
京都家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２６年（家）第１１８１３号
本籍茨城県かすみがうら市西成井1114番地、住所東京都台東区日本堤１丁目17番７号おおぞら荘
申立人（失踪者）　石塚　　隆
昭和27年10月２日生
平成27年４月14日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第５８３０号
本籍神戸市長田区野田町９丁目９番地、住所大阪市西成区天下茶屋北２―６―14
申立人（失踪者）　岡本　吉正
昭和29年８月17日生
平成27年４月10日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２６年（へ）第２８号
熊本市東区小山町1985番地１
申立人　株式会社幸和重機工業
代表者代表取締役　古嶋　昌史
権利を争う旨の申述の終期　平成27年４月10日
平成27年４月17日　福岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＥ80664
金額　105,340円
支払期日　平成26年10月５日
支払地　福岡市
支払場所　株式会社西日本シティ銀行比恵支店
振出日　平成26年６月10日
振出地　福岡市東区松島３丁目21―７
振出人　株式会社九州建産　代表取締役　太田　新治
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２７年（へ）第１号
大分県速見郡日出町2553番地
申立人　株式会社九州システム商会
代表者代表取締役　織田　晃子
権利を争う旨の申述の終期　平成27年４月16日
平成27年４月20日　大分簡易裁判所
（別紙）　目　録
為替手形　１通
手形番号　ＤＡ77388
金額　486,000円
支払人　後藤総合工業株式会社　代表取締役　後藤　敬三
支払期日　平成27年３月31日
支払地　大分市
支払場所　株式会社西日本シティ銀行大分支店
振出日　平成26年12月１日
振出地　大分市
振出人　玄武電設株式会社　代表取締役　河村　幸雄
引受人　後藤総合工業株式会社　代表取締役　後藤　敬三
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第７３号
愛知県蒲郡市三谷町常徳27番地
債務者　フタキインテリア株式会社
代表者代表取締役　朝倉　憲一
１　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河邊　伸泰
４　破産債権の届出期間　平成27年５月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月21日午前10時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１８７９号
東京都中央区佃２丁目１―２―910
債務者　山本　　実
１　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小島　好己
４　破産債権の届出期間　平成27年５月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月26日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２９号
静岡県浜松市中区高丘東４丁目21番17号落合マンション201
債務者　株式会社ＯＦＦＩＣＥ―Ｅ．Ｍ．Ｉ
代表者代表取締役　竹田　隆介
１　決定年月日時　平成27年４月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木慎吾
４　破産債権の届出期間　平成27年６月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月29日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係